〇公益財団法人かずさＤＮＡ研究所の契約に関する規程

平成３年４月１日公益財団法人かずさＤＮＡ研究所規程第４号

改正

平成23年４月１日改正
平成24年４月１日改正
平成24年12月18日改正
平成25年３月21日改正
令和３年１月13日改正
令和６年２月14日改正

公益財団法人かずさＤＮＡ研究所の契約に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人かずさＤＮＡ研究所（以下「研究所」という。）において行う売買、貸借、請負その他の契約に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（契約者）

第２条　契約は、理事長でなければ締結することができない。ただし、公益財団法人かずさＤＮＡ研究所組織及び事務処理規程第18条の規定より各専決権者の専決事項とされる契約については、研究所長が当該契約を締結することができる。

（契約の方法）

第３条　売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

２　指名競争入札は、第５条に該当するときに限り、これによることができる。

３　随意契約は、第６条に該当するときに限り、これによることができる。

（一般競争入札及び指名競争入札の参加資格等）

第４条　一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者は、原則として、国又は千葉県の入札参加資格者名簿に掲載された者とする。ただし、契約の内容等により理事長が認める場合はこの限りではない。

２　前項のほか競争入札に参加することのできる者の資格は、別に定めることができる。

第５条　指名競争入札にすることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（１）　契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないとき。

（２）　契約の性質又は目的により競争入札に加わるべき者の数が少数で一般競争入札に付する必要がないとき。

（３）　一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（４）　予定価格が600万円未満の契約をするとき。

（随意契約）

第６条　随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（１）　契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。

（２）　競争入札に付することが不利と認められるとき。

（３）　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

（４）　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（５）　プロポーザル方式により企画書、設計図書等を提出させ、審査の上で契約するとき。

（６）　予定価格が500万円未満の契約をするとき。

（７）　競争入札に付しても入札が成立しないとき、又は再度入札に付しても落札者がないとき。

（８）　落札者が契約を結ばないとき。

２　前項の規定により随意契約による場合は、原則として二人以上の者（当該契約の予定価格が20万円未満であるときは、一人又は二人以上とする。）から見積書を徴さなければならない。ただし、郵便切手、郵便はがきその他法令等によって価格の定められている物品を購入するとき、又は契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいときは、見積書を徴さないことができる。

（予定価格）

第７条　理事長又は理事長から委任を受けた者は、契約を締結しようとするときは、当該契約に係る

予定価格を設定し、予定価格を記載した書面を作成し封書にしなければならない。
２　予定価格は、契約価格の総額について定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることができないものにあっては、単価についてその予定価格を定めることができる。
３　第１項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格を記載した書面の作成等を省略することができる。
（１）　予定価格が500万円を超えないとき。
（２）　国又は地方公共団体若しくは公益法人と契約をするとき。
（３）　前条第２項ただし書の規定により見積書を徴さないことができる契約をするとき。
（落札者の決定）
第８条　競争入札に付する場合は、工事又は製造の請負、財産の買入れ等対価を支払う契約の場合にあっては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。また、財産の売払い等対価を受け入れる契約の場合にあっては、予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
２　前項の規定にかかわらず、支出の原因となる契約で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
３　第１項の規定にかかわらず、支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは､あらかじめ最低制限価格を設け､予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
４　支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的から第１項又は前項の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
５　前項の規定により落札者を決定する競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、当該競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものを決定するための基準を定めなければならない。
（契約書の作成）
第９条　契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。
（１）　契約履行の場所
（２）　契約保証金
（３）　契約代金の支払又は受領の時期及び方法
（４）　監督及び検査
（５）　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除
（６）　危険負担
（７）　契約に関する紛争の解決方法
（８）　その他必要な事項
（変更契約書の作成）
第10条　契約の内容を変更しようとするときは、変更契約書を作成しなければならない。
（契約書の省略）
第11条　次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。
（１）　500万円を超えない契約をするとき。
（２）　物品の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
（３）　国又は地方公共団体若しくは公益法人と随意契約をする場合において、理事長が契約書を作

成する必要がないと認めたとき。

２　前項第１号又は第３号の規定により契約書を省略した場合においては、請書を徴さなければならない。ただし、契約の内容によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第12条　契約を締結しようとする相手方に対して、現金又は確実な有価証券をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させることができる。

（検査の実施）

第13条　事務局長から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

２　前項の検査は、納品書、検収票又はこれに代わるべき書類に検査職員が検査印を押印することで完了させなければならない。

附　則

この規則は、平成３年４月１日から適用する。

附　則（平成23年４月１日改正）

（施行期日等）

この規則は、平成23年２月１日から施行する（第６条）。ただし、第５条第２項の改正規定は平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年４月１日改正）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月18日改正）

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月21日改正）

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１月13日改正）

この規程は、令和３年２月１日から施行する。

附　則（令和６年２月14日改正）

１　この規程は、令和６年２月15日から施行し、令和６年度の予算に係る契約から適用する。

２　この規程の施行後に締結した契約であっても、令和５年度の予算に係る契約については、なお従前の例による。